

平成31年4月開設分
神戸市小規模保育事業者
募集案内

神戸市では、3歳未満児を対象とした「小規模保育事業」（以下、「本事業」という。）の
新規事業者を募集します。

募集の概要

事前登録受付期間	平成30年6月11日（月） ～平成30年7月31日（火）（土・日・祝日を除く。） 9：00～17：00（12：00～13：00を除く。） 但し、登録状況によって事前登録受付期間延長の可能性が あります。
申込書提出期限	平成30年8月22日（水）17：00まで （事前登録後に申込可能）
募集数・区域	募集区域で1～2か所程度 詳細は次頁および別表1をご覧ください。

※「区域」は、「神戸市子ども・子育て支援事業計画」に定める「教育・保育提供区域」

1. 応募資格・募集区等	・・・	P. 1
2. 事業概要・設備運営基準等	・・・	P. 2
3. 補助金・事業者選定等	・・・	P. 5
4. 留意事項・申込方法	・・・	P. 6
5. 問い合わせ先	・・・	P. 7

事業者の応募資格

次に掲げる条件をすべて満たしている法人とします。

- (1) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する「小規模保育事業」として、同法第34条の15第2項の規定による認可を受けることを前提に事業開始を予定していること。
- (2) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業について知識又は経験を有する法人、認可保育所又は認可幼稚園を運営している法人、又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める認定こども園を運営している法人。
- (3) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる法人でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続き中である法人でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している法人、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている法人、その他「神戸市契約事務等からの暴力団の排除に関する要綱」（平成22年5月26日市長決定）第5条各号に該当する法人でないこと。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税等を滞納している法人、又は代表者がこれらの税金を滞納している法人でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている法人でないこと。
- (8) 応募時点で神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けている法人でないこと。
- (9) 直近の会計年度において、3年以上連続して損失を計上している法人でないこと（新設法人についてはこの限りでない）。
- (10) 事業を実施するために必要な経済的基礎として、施設整備に要する資金の他、運営費の概ね1か月分以上に相当する資金を普通預金等により保有していること。
- (11) 賃貸物件により事業を実施する場合は、施設整備に要する資金の他、運営費の概ね1か月分以上に相当する資金とは別に、1年間の賃借料相当額の資金を安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金等）により保有していること。

募集区域

市内（北区北神を除く）各区域で**別表1**（P.8）のとおり。

全体として、市営地下鉄・JR・私鉄各社の駅周辺が望ましい。

※市街化調整区域（都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）第7条3項）を除く

募集数

各募集区域1～2か所程度

事業概要

- (1) 定員 6人以上19人以下
- (2) 対象児童 保育を必要とする（市が「支給認定」を行った）3歳未満の乳幼児
- (3) 開所時間 1日11時間を原則とし、本事業を利用する乳幼児の保護者の労働時間
その他家庭の状況等を考慮して、事業者が定めるものとする。
- (4) 休園可能日
 - ・日曜日
 - ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - ・年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
- (5) 開設時期 平成31年4月1日に開設すること。

小規模保育事業の基準

基準の概要は次表のとおりです。詳しくは、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）、「神戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成26年10月1日条例第20号）及び「神戸市家庭的保育事業等認可要綱」でご確認ください。

職員配置	<p>【保育従事者】 0歳児 乳児3人につき1人 1,2歳児 幼児6人につき1人 <u>+1人以上配置すること。</u> <u>配置基準上の職員は保育士資格を有すること。</u> ※職員配置は常時2人を下回ってはならない。 ※常勤の保育に従事するものが各組や各グループに1人以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る配置基準上の定数が2人以上の場合は、最低2人）配置されていること。 ※保健師、看護師又は准看護師を1人に限って保育士としてカウント可 ※常勤職員とは1日6時間以上かつ月20日以上勤務の職員</p> <p>【調理員】 必置。少なくとも1人は栄養士たる調理員又は調理師資格を有する調理員とする。 （調理業務を委託する場合及び連携施設等※から搬入する場合は不要） ※連携施設等…連携施設及び当該事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>【嘱託医】 必置</p>
設備基準 ※「設備基準の留意事項」もご確認ください。	<p>【保育室等】 満2歳未満（乳児室又はほふく室）： 3.3 m²/人以上 満2歳以上（保育室又は遊戯室）： 1.98 m²/人以上 ※保育室等は乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明、換気の設備を有すること。</p> <p>【屋外遊戯場】 満2歳以上：3.3 m²/人以上 ※屋外遊戯場を付近の公園等公的施設の敷地で代替する場合、乳幼児が安全に移動・利用できる場所であるか、乳幼児が日常的に利用できる場所であることを確認の上設定すること。なお、事業所から公園等への移動に際しては、職員体制（複数の職員を同伴させる等）や経路について、乳幼児の安全確保を徹底すること。 また、利用にあたっては、地元町会や公園を管理する団体等と十分に調整を行うとともに、移動経路も含めて近隣住民等の理解を得るようにすること。</p> <p>【医務室】 設置が困難な場合は、安静が保てるスペース、設備等を確保すること。</p>

	<p>【調理室又は調理設備】 調理室の設置については、事前に衛生監視事務所と協議すること。 調理設備は調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備 (但し、調理設備は連携施設からの搬入の場合)</p> <p>【便所、沐浴設備】 必置</p>
連携施設	<p>【連携施設】 保育所、幼稚園又は認定こども園との連携が必要(複数の施設との連携も可)。</p> <p>【連携内容】</p> <p>1. <u>保育内容の支援</u> 【経過措置なし。申請時に、1の支援をする連携施設との同意書が必要】</p> <p>・<u>相談・助言</u> →具体的には、連携施設の保育士による相談助言や月1回程度の巡回指導など。</p> <p>・<u>集団保育を体験させるための機会の設定</u> →具体的には、2歳児を中心に、連携施設の運営に支障をきたさない範囲で、連携施設の屋外遊戯場の利用や行事の参加等を行う。</p> <p>・<u>代替保育の提供</u> →職員の病気等により、保育を提供することができない場合に、必要に応じて事業者 に代わって保育を提供する。</p> <p>2. <u>入所する児童の3歳以降の受け皿</u> 【ただし困難な場合は平成31年度末までのできる限り早期に設定すること】</p>

職員配置・設備基準の留意事項

- (1) 常勤職員のうち保育士資格を有し、児童福祉事業に2年以上従事した経験のある者を施設責任者として1人配置すること。
- (2) 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されている建物であること。
- (3) 建築基準法における耐震基準(昭和56年6月1日施行)により建築された建物であること。
それ以前に建築されたものにあつては建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)に規定する方法により行った耐震診断により、耐震上問題がない事が確認された建物であること。
- (4) 既存施設を改修して床面積が100㎡を超える保育施設を設置する場合、建築基準法で定める用途変更の手続きを必要に応じて行うこと。
- (5) 乳児室又はほふく室と保育室(以下、「保育室等」という。)は、部屋を仕切る等、安全の確保に留意すること。
- (6) 保育室等、調理室並びに沐浴設備及び便所は、それぞれ隔壁等により区画すること。
また調理設備は乳幼児の進入を防止する柵などを設けること。
- (7) 調理室又は調理設備とは別に調乳設備を設ける場合は、調乳を行う台の高さ以上の扉等で区画すること。
- (8) 防犯上の観点より、兵庫県警へのホットライン通報装置の設置に努めること。
- (9) 調理後の食品は、調理終了後から連携施設又は給食搬入施設からの搬送時間を含め、2時間以内に喫食することが望ましい。
- (10) その他、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」、「神戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「神戸市家庭的保育事業等認可要綱」の定めるところによる。

保育内容等について

(1) 保育内容

- ・保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号）に準じる。（平成 30 年 4 月 1 日適用）

(2) 保護者との連携

- ・保育を希望する児童及び保護者に事前面談を実施し、保育方針、内容、保育時間、利用料等の説明を行うこと。
- ・利用児童の日々の状況を的確に把握するとともに、保護者と保育従事者とで日々の利用状況の様子を適切に伝えあえる体制を整えること。
- ・保護者からの苦情に迅速に対応するため、苦情受付の窓口を設置し、連絡先を周知すること。詳しくは、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情処理解決の仕組みの指針について」（平成 12 年 6 月 7 日児発第 575 号）でご確認ください。

(3) 食事の提供

- ・利用する乳幼児に対して、昼食（主食・副食）及び間食を提供すること。
- ・離乳食やアレルギー食等を含め、一人ひとりの心身の状況に配慮した「食」の提供を行うこと。
- ・食事の提供は、原則、施設内にて調理する方法（自園調理）によること。ただし、自園調理が困難な場合、一定の基準を満たす場合は、連携施設等から給食を搬入することを可能とする。

(4) 健康診断

- ・利用児童に対し、入所前健康診断及び、少なくとも年 2 回の定期健康診断を実施すること。
- ・職員への健康診断は少なくとも年 1 回実施し、給食調理及び調乳・配膳に携わる者は毎月検便を行うこと。（但し、6～10 月の間は、月 2 回検便実施。）

(5) 研修の実施等

- ・業務に従事する職員の資質向上を図るため、保育等に関する必要な研修を行うこと。

(6) 連携施設

- ・乳幼児の保育に関する相談支援・指導のほか、満 2 歳以上を中心に屋外遊戯場の定期的な利用支援等を行う連携施設を確保し、定期的に保育内容の支援を受けること。
- ・入所する児童の 3 歳以降の受け皿となる連携施設を確保すること。

【ただし困難な場合は平成 31 年度末までのできる限り早期に設定すること】

(7) その他

- ・施設賠償責任保険へ加入すること。

運営費等

当該公募により選定され、施設基準等を満たして認可され、特定地域型保育事業者として確認を受けた事業者は、保育事業の運営に必要な経費として「地域型保育給付費」（公定価格から、保護者から徴収する規定の利用者負担を差し引いた額）を受給することができます。

(1) 利用者負担

入所する児童の保護者から徴収する利用者負担は、市（保護者の居住地の市町村）が決定した額になります。

※ 現行の利用者負担は、神戸市ホームページ

<http://www.city.kobe.lg.jp/child/grow/shinseido/h30futangaku23.pdf>

でご確認ください。

(2) 実費徴収

- ・日用品、文房具など保育に必要な物品の購入に要する費用
- ・行事に参加する費用

上記を含め、実費徴収を行うものについては、保護者に書面によって使途・金額・理由を説明し、同意を得る必要があります。

補助金（小規模保育改修費等支援事業）

項目	補助基準額
改修費等補助	32,000,000円（予定） 【実際にかかった改修費と上記補助基準額の低いほうの4分の3を補助】 ※改修費等、賃借料（平成30年4月1日以降に新規契約したもので、礼金を含み、敷金を除く（ただし、平成30年度支払い分のみ））が対象。基本設計費、備品は補助対象外。

※上記補助金による賃借料の補助の対象となる期間内は、子ども・子育て支援法第29条の規定に基づく地域型保育において公定価格上の賃借料加算の適用を受けることはできません。

※改修費等補助の金額及び補助対象経費は見込みです。今後、国の通知の発出に伴い変更になる可能性があります。

事業者の選定について

応募書類に基づき、主に以下の項目について審査し、事業者を選定します。

- ①本市施設整備計画等との整合性
- ②定員及びその構成の妥当性
- ③設置主体の適格性
- ④用地等確保の確実性
- ⑤整備資金調達の実現性
- ⑥周辺環境、立地の妥当性
- ⑦施設計画、運営計画の妥当性
- ⑧入所する児童の3歳以降の受け皿となる連携施設の確保

ただし、法人及びその運営する教育・保育施設の運営状況、計画地周辺の保育需要及び周辺施設の状況等によっては、選定されない場合があります。

なお、応募書類の提出後、内容の確認等のためヒアリングの実施や追加資料の提出を求める場合があります。

事前登録期間、申込期限及び場所

- (1) 事前登録受付期間 平成30年6月11日（月）
～平成30年7月31日（火）（土・日・祝日を除く。）
9：00～17：00（12：00～13：00を除く。）
- (2) 申 込 期 限 平成30年8月22日（水）
9：00～17：00（12：00～13：00を除く。）

(3) 事前登録及び申込場所

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号神戸市役所1号館3階
神戸市こども家庭局子育て支援部振興課整備係

事前登録及び申込方法

- (1) 事前登録は直接、申込予定者(申込みに関して責任を持って対応できる方)が事前登録用紙①～②とその添付書類をこども家庭局子育て支援部振興課整備係へ持参してください。
- (2) 申込みは、事前登録後、提出書類一覧に記載の書類を直接、申込者本人(申込みに関して責任を持って対応できる方)が、こども家庭局子育て支援部振興課整備係へ持参してください。
*事前登録のない申込は受付できませんのでご注意ください。
- (3) 申込書その他の提出書類は、A4サイズに統一し、正本1部、コピー1部、合計2部を提出してください。(決算書等の文字が小さい場合は、A3サイズを折り込むなど、見やすい大きさに提出してください。)
また、正本のみ、提出書類ごとにインデックスを貼ってください。提出資料はA4フラットファイルに綴じ、背に「名称」「応募事業者名」を明示してください。ファイル内の資料はステープラー止めしないでください。
- (3) 事前登録及び申込みの際は、混雑を避けるため、必ず事前に電話(078-322-6848)にて予約を取ってから、お越しください。

スケジュール(予定)

平成30年	9月上旬ごろ	事業者選定
	選定後	設計協議(1ヶ月程度)
	設計協議後	公告(土日祝を除く10日間程度)
	公告の指定日	工事入札(公募型指名競争入札)・工事契約
	11月上旬ごろ	工事着工(遅くとも年内に着工)
平成31年	1月中旬ごろ	設計変更協議(簡易な追加工事や変更等があれば)
	2月上旬ごろ	工事竣工・市による工事完了検査
	2月中旬ごろ	完了検査での指摘事項是正工事
	3月	物品等の搬入
	4月	保育開始

留意事項

1 入所児童について

本事業の入所児童は、区による利用調整の上、利用者と事業者との直接契約となります。市において入所児童数の確保を保証するものではありません。

2 改修について

- (1) 設計及び施工にあたっては、事業者自らが近隣住民等に説明し、理解を得ること及び安全確保等を図ってください。
- (2) 設計図書は、本募集案内に定める基準によるほか、建築基準法等の関係法規を遵守して、市が指定する期日までに作成の上、本市と設計協議を行い、本市の承認を得るものとします。
- (3) 保護者が利用できる送迎用駐車スペースを、当該地や近隣に確保するよう努めてください。

(4) 総事業費250万円を上回る事業については、事業者は「公募型指名競争入札」により施工業者を決定して下さい（改修費補助を受けない場合は除く）。

手順・留意事項については選定後にお知らせいたします。

なお、総事業費250万円以下の事業については施工業者3社以上の見積比較により決定することが可能です。

3 運営について

(1) 運営内容については、本市の指導を遵守してください。

(2) 地域住民と良好な関係が築かれるよう努めてください。

(3) 経営者に、保育サービスの利用者及び実務を担当する幹部職員を含まない社会福祉法人及び学校法人以外の設置者は、運営委員会を設置すること。詳しくは、「家庭的保育事業等の認可等について」（平成26年12月12日雇児発1212第6号）でご確認ください。

4 留意事項等の遵守について

(1) 上記に記載された留意事項を遵守してください。

(2) 設計内容、地元地域との関係及び本事業の運営内容について本市の指示・指導があるときは、これに誠実に従ってください。

(3) (1) 及び (2) に違背する場合や申込内容に虚偽があったことが判明した場合は、認可しないことがあります。

問合せ先

神戸市こども家庭局子育て支援部振興課整備係

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館3階

電話：078-322-6848 FAX番号：078-322-6042

E-mail：shinkou_seibi@office.city.kobe.lg.jp

担当：高橋・高桑

別表 1

No.	区域	小規模保育事業募集エリア
1	東灘区	<p>下記駅の周辺(概ね半径 300m)を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 阪急:岡本駅 JR:摂津本山駅、住吉駅 阪神:深江駅、青木駅、魚崎駅、御影駅 六甲ライナー:アイランド北口駅、アイランドセンター駅、マリンパーク駅
2	灘区	<p>下記駅の周辺(概ね半径 300m)を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 阪急:六甲駅、王子公園駅 JR:六甲道駅、摩耶駅、灘駅 阪神:西灘駅、岩屋駅
3	中央区	<p>区内全域を対象とする。 ただし、ポートアイランド及び下記駅の周辺(概ね半径 200m)を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 阪急:花隈駅 JR・阪神:元町駅
4	兵庫区	<p>下記駅の周辺(概ね半径 300m)を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> JR:兵庫駅 神鉄:湊川駅 地下鉄:湊川公園駅
5	北区本区	<p>下記駅の周辺(概ね半径 500m)を対象とする。 神鉄:鈴蘭台駅</p>
6	北区北神	募集なし
7	長田区	<p>下記駅の周辺(概ね半径 300m)を対象とする。 JR・地下鉄:新長田駅</p>
8	須磨区本区	<p>下記駅の周辺(概ね半径 300m)を対象とする。 山陽・地下鉄:板宿駅</p>
9	須磨区北須磨	<p>下記駅の周辺(概ね半径 500m)を対象とする。 地下鉄:妙法寺駅</p>
10	垂水区	<p>下記駅の周辺(概ね半径 300m)を対象とする。 JR・山陽:垂水駅</p>
11	西区	<p>下記駅の周辺(概ね半径 500m)を対象とする。 地下鉄:西神中央駅、西神南駅</p>

提出書類一覧

* 印のついている書類は事前登録時に必要

NO	提出書類	注意事項	チェック欄
1	申込書	様式あり	<input type="checkbox"/>
2	誓約書	様式あり	<input type="checkbox"/>
3	事業計画書	様式あり	<input type="checkbox"/>
4	付近見取図*	① 最寄り駅 ② 公園 園と上記①～②の位置関係及び実際の道のり (道路距離) を明記すること。	<input type="checkbox"/>
5	平面図・立面図・配置図	各部屋の面積(壁芯・内法)を記載し、 避難経路は平面図に朱書きすること	<input type="checkbox"/>
6	物件の外観写真*	2方向以上の角度から平成30年6月1日以降に 撮影し、物件の外観が鮮明にわかるもの (L判フルカラーで印刷)	<input type="checkbox"/>
7	検査済証の写し*	本事業を実施する物件の検査済証の写	<input type="checkbox"/>
8	見積書(工事)	施設改修工事の見積書 (設計業者の押印がついたもの)	<input type="checkbox"/>
9	見積書(設計監理)	設計監理の見積書 (設計業者の押印がついたもの)	<input type="checkbox"/>
10	工程表	工事区分ごとに記載 (設計業者の押印がついたもの)	<input type="checkbox"/>
11	施設責任者の履歴書 (園長)		<input type="checkbox"/>
12	連携施設との同意書	3歳以降の受け皿となる連携施設との同意書に ついては後日でも可	<input type="checkbox"/>
13	賃貸借契約書	契約未締結であれば、賃貸人からの事業に供す ることを認める同意書の写し (自己所有物件の場合を除く)	<input type="checkbox"/>
14	賃貸物件概要書	様式あり	<input type="checkbox"/>
15	開園後の資金収支予算書 (3か年)	様式あり	<input type="checkbox"/>
16	設置事業者の決算書及び 預金残高証明書の写し	財務諸表(過去3か年分) 預金残高証明書は1ヶ月以内に発行のもの	<input type="checkbox"/>
17	物件の登記簿謄本*	1ヶ月以内に発行されたもの	<input type="checkbox"/>

NO	提出書類	注意事項	チェック欄
18	定款及び 履歴事項全部証明書*	履歴事項全部証明書は1ヶ月以内に発行されたもの	<input type="checkbox"/>
19	納税証明書等 (過去3か年分)	法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税に係る納税額等の証明、所得金額の証明、滞納処分を受けたことがないことの証明 (1ヶ月以内に発行のもの)	<input type="checkbox"/>

【条件に応じて提出が必要となる書類】

NO	提出書類	注意事項	チェック欄
1	耐震診断により耐震上問題 がない事を証する書面*	S56.5以前に建築された建物の場合	<input type="checkbox"/>